

定款改正（案）主な変更点

事 項	変 更 点 (条 文)	備 考
公益目的事業	スポレク事業は5号の「その他・・事業」とし、売店は公益目的事業でないので削除した(4)	・公益法人は、公益目的事業を例示する必要がある
その他事業	売店は非公益事業(5①)	・売店は収益事業
総 会	定例総会は、年1回の決算総会(6月)のみとした(14)	・決算は、定例総会の審議事項 ・予算は、理事会の決定事項
議決権・代議員制	1社員1名1個の議決権のため、現行の3人で1票の代議員制度は採れない(16)	・社員が団体社員で、10社員・10人と少数のため
議 長	総会の議長を代表理事(理事長)とした(16)	・社員が理事を兼ねることができ、総会が社員10人の小会議であるため
総会議事録	議事録署名人は、議長及び出席理事全員(19②)	・法定要件
理 事 数	理事を1名増員し、理事数を12とする(20)	・常務理事は、日常業務の執行責任を負うため、職員(事務局次長)を充てることが望ましい
役 員 数	副理事長を1名増やし2名、常務理事は1名減(20②)	・常務理事減に伴う副理事長の増
業務執行理事	正副理事長、専・常務理事は、業務執行理事(21)	・業務執行理事は、業務を分担執行し、3箇月に1回以上理事会に業務報告する義務がある
監事の任期	監事の任期は4年(24②)	・理事会を監視するには、業務に精通する必要がある
理事の解任	理事の解任は、総会出席社員の過半数の議決(25、18)	・理事の独断専行と不正防止のための解任の容易化
監事の解任	監事の解任は、総会出席社員の3分の2以上の議決(25、18)	・理事会を監視する監事の身分保障
役員 の 損 害 賠償 免 責	理事会の決議による理事及び監事の損害賠償の免除(27)	・ただし、故意又は重大な過失による損害の賠償責任は負う
理事会の権限	理事の業務の執行の監督(29③)	・業務執行理事が名目化、名誉職化しないため
理事会の開催	理事会の開催要件は、理事の過半数の出席(31)	・代理出席不可、理事会の開催を容易にするため
理事会議事録	理事会の署名人は、理事長および監事(32②)	・監事による適正な監査と事務の簡素化 ・ただし、理事長選出時は、出席理事全員の署名
事業計画・予算の承認	事業計画、事業予算は、理事会の承認事項(35)	・事業の執行責任が理事会にあるため ・事務の簡素化、社員10人のみ
事業・決算報告の審議等	事業報告、決算報告は、総会の承認ではなく「審議」事項(36)	・事業の執行責任が理事会にあるため ・ただし、決算書類は、総会の「承認」事項
認定取り消し、寄贈	公益認定取り消しに伴う残余財産の寄贈(40、41)	・「公益認定」は毎年県の審査を受け、万が一取り消された場合、残余財産は、公共団体に寄付